

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目次

ページ

### 告 示

○宮城県議会定例会の招集	（財政課）	一
○特定非営利活動法人の設立の認証申請（二件）	（共同参画社会推進課）	一
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	（同）	一
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更の届出	（障害福祉課）	二
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	（同）	二
○保安林の指定施業要件の変更	（森林整備課）	二
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	（防災砂防課）	二
○土砂災害警戒区域の指定	（同）	三
公 告		
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	（水産業振興課）	三
○開発行為に関する工事の完了	（建築宅地課）	四
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告（二件）	（警察本部会計課）	四
選挙管理委員会		
○地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数		八
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数		八
監査委員		
○定期監査の結果の公表		八

## 告 示

○宮城県告示第八百六十八号

平成二十二年九月十七日、宮城県議会定例会を仙台市に招集する。  
平成二十二年九月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第八百六十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十二年九月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 利府の杜

一 代表者の氏名

伊藤 洋子

二 主たる事務所の所在地

宮城県利府町加瀬字新前谷地五十七番地一

三 定款に記載された目的

この法人は、精神・知的などの障害者（児）、その家族に対して、相談援助及び日常生活上の支援や就労支援などに関する事業を行うと共に、精神・知的などの障害者（児）が自分らしく豊かに生活できる地域社会の実現を目指して、障害者（児）、福祉の向上と障害者（児）の自立に寄与することに努力し、障害者問題に対する社会的理解を促進することを目的とする。

四 申請のあつた年月日

平成二十二年八月九日

○宮城県告示第八百七十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十二年九月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 M. M. M

一 代表者の氏名

白木 寛一

二 主たる事務所の所在地

伊具郡丸森町東六十九番地

三 定款に記載された目的

この法人は、中心市街地において、町内の活性化を図り、まちづくりの推進や、学術・文化・芸術等の振興を図り、情報化社会の発展と経済活動の活性化を進めることを目的とする。

四 申請のあつた年月日

平成二十二年八月二十七日

○宮城県告示第八百七十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十二年九月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 創る村

一 代表者の氏名 鮎屋 善敬

二 主たる事務所の所在地 東松島市新東名四丁目六番地の一

三 定款に記載された目的 この法人は、あらゆる年齢層の人に対して、芸術に基づく教育、福祉、まちづくりなどに関する事業を行い、教育基本法前文にある「人類の平和と福祉の貢献」に寄与することを目的とする。

四 申請のあつた年月日 平成二十二年八月二十三日

宮城県告示第八百七十二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり変更した旨届出があつたので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十二年九月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第八百七十三号  
障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

変更前	事業所番号 〇四一五二〇〇七七五	設置者名 株式会社大豆の花介 護サービス	事業所の名称及び所在地 株式会社大豆の花介護サービス 仙台市青葉区鷺ヶ森一丁目一番十二号	変更年月日 平成二十二年八月一日
変更後	〇四一五五〇〇七五〇	株式会社マザーズ ありすサポート	株式会社マザーズありす サポート 仙台市泉区南光台四丁目五番一号	

平成二十二年九月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 〇四二四〇〇一三七	事業所の名称及び所在地 よつちゃんち 巨理郡巨理町逢隈上 郡字上二〇一番地	施設障害福祉 サービスの種類 児童デイサービス	設置者名 特定非営利活 動法人幸創	指定年月日 平成二十二年 九月一日
--------------------	--	-------------------------------	-------------------------	-------------------------

○宮城県告示第八百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年九月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
栗原市鷺沢南郷野山三三の二・三三の三三・三三の二四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的  
火災の防備

三 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法  
（一）主伐に係る立木の伐採を禁止する。
- （二）間伐に係るものは次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百七十五号  
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）

第六条第一項及び第八条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成二十二年九月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称 土砂災害 の発生原 因となる 自然現象 の種類	区域の所在地	建築物の構 造の規制に 必要な衝 撃に関する 事項	縦覧場所
--	--------	---------------------------------------	------

馬場沢	土石流	白石市越河平字平合、同市越河平字下谷地(次の図のとおり)
中在家沢1	土石流	白石市越河平字高平、同市越河平字舟清水(次の図のとおり)
中在家沢2	土石流	白石市越河平字高平、同市越河平字舟清水(次の図のとおり)
越河入沢1	土石流	白石市越河平字舟清水(次の図のとおり)
越河入沢2	土石流	白石市越河平字舟清水(次の図のとおり)
平中妻沢	土石流	白石市越河平字中妻(次の図のとおり)
沢の内沢	土石流	白石市越河平字宮ノ脇、同市越河平字下金草(次の図のとおり)
沢ノ内川	土石流	白石市越河平字下金草(次の図のとおり)
沢ノ内川	土石流	白石市越河平字下金草(次の図のとおり)
沢ノ内川	土石流	白石市越河平字藤内畑(次の図のとおり)
内の沢	土石流	白石市越河平字明神前、同市越河平字小屋館(次の図のとおり)
宮ノ脇沢	土石流	白石市越河平字明神前(次の図のとおり)
久根妻沢	土石流	白石市越河平字小屋館(次の図のとおり)
打越前沢	土石流	白石市越河平字西(次の図のとおり)
越河東沢	土石流	白石市越河平字東入山(次の図のとおり)
南台沢	土石流	白石市越河平字太郎坊(次の図のとおり)
小野作沢	土石流	白石市越河平字小野作(次の図のとおり)
古屋敷沢	土石流	白石市越河平字五賀字鳥沢(次の図のとおり)
中在家	急傾斜地の崩壊	白石市越河平字中在家(次の図のとおり)
中在家	急傾斜地の崩壊	白石市越河平字高平、同市越河平字中在家(次の図のとおり)

次の図のとおり

宮城県土木部防  
災砂防課及び宮  
城大河原土木  
事務所

中在家	急傾斜地の崩壊	白石市越河平字中在家、同市越河平字館山(次の図のとおり)
中在家	急傾斜地の崩壊	白石市越河平字中在家、同市越河平字館山(次の図のとおり)
東	急傾斜地の崩壊	白石市越河平字桜岡山、同市越河平字東後山、同市越河平字東(次の図のとおり)
宮下の1	急傾斜地の崩壊	白石市越河平字宮下(次の図のとおり)
中妻	急傾斜地の崩壊	白石市越河平字舟清水、同市越河平字中妻(次の図のとおり)

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該指定区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第八百七十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

平成二十二年九月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	区域の所在地	縦覧場所
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	白石市越河平字藤内畑(次の図のとおり)	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県大河原土木事務所
越河	地すべり	白石市越河(次の図のとおり)
沢ノ内川	土石流	白石市越河平字藤内畑(次の図のとおり)

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該指定区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

### 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十二年九月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品の名称及び数量 A重油(JIS一種二号) 七十キロリットル

二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 農林水産部水産振興課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十二年八月十日

四 落札者の名称及び所在地 株式会社辰巳商会 塩釜市港町一丁目六番七号

五 落札金額 四百九十一万四千円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十二年七月十三日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十二年九月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる

地域の名 名取市箱塚一丁目九十七番、百七十六番八、百七番二、三百七十六番一、三百九十番及び三百九十一番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

東京都品川区大崎一丁目十一番二号

株式会社ローソン

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十二年九月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県警察WANデータ回線サービス③ 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成二十三年三月一日から長期継続契約（最短期間五年間）

4 履行場所 宮城県警察本部総務部情報管理課ほか二百三十ヶ所

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）（附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以

下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第五号に掲げる電気通信事業者であること。

9 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五)へ平成二十二年九月二十四日(金)、午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇・八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係(電話番号〇二二・二二一・七七一、内線二二三)

2 入札説明書等の交付期限

平成二十二年九月二十四日(金)、午後五時まで。

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十二年十月七日(木)までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間に、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

(一) 日時 平成二十二年十月十九日(火)、午後五時まで

(二) 場所 1に同じ

(三) 郵送により入札書の提出を希望する場合は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書きし、中封筒に「入札者の法人名等」、「入札に係る調達案件の名称」及び「開札日」を記載し、配達証明付書留郵便により(一)の日時まで(二)に到達すること。

ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとす。

(四) 提出期限を過ぎて到達した入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十二年十月二十日(水)、午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎三階三〇二会議室  
入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに平成二十二年度における入札保証金の免除の特例に関する規則平成二十二年宮城県規則第十九号)第一条の規定による。

3 契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第一百三十二条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、最短契約期間五年間の経費総額とすること。また、落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度に渡る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

Item/Service Required : Service of Miyagi Prefectural Police WAN data line

③・1 set

- 2 Duration of Contract : Long term continuous contract from March 1, 2011, (shortest contract duration is 5 years)
- 3 Location : Information Management Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi, and other 230 places.
- 4 Bid Deadline : 5 : 00 pm, October 19th, 2010
- 5 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan TEL : 022-221-7171 EXT. 2232

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。  
平成二十二年九月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
  - 1 調達案件及び数量 宮城県警察W A Nデータ回線サービス④ 一式
  - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - 3 履行期間 平成二十二年三月一日から長期継続契約(最短契約期間五年間)
  - 4 履行場所 宮城県警察本部総務部情報管理課ほか十七か所
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
  - 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
  - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
  - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第一条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
  - 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。  
7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)(第一条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)(暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)(の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)(又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等)に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第五号に掲げる電気通信事業者である

こと。

9 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒980-0857 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一 号）電話〇二二・二二一・三三三五へ平成二十二年九月二十四日（金）、午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒980-0841 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一 号

宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二・二二一・七一七一、内線二三三三）

2 入札説明書等の交付期限

平成二十二年九月二十四日（金）、午後五時まで。

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十二年十月七日（木）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間に於いて、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

(一) 日時 平成二十二年十月十九日（火）、午後五時まで

(二) 場所 1に同じ

(三) 郵送により入札書の提出を希望する場合は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書きし、中封筒に「入札者の法人名等」、「入札に係る調達案件の名称」及び「開札日」を記載し、配達証明付書留郵便により(一)の日時までに到達すること。

ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとす。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十二年十月二十日（水）、午前十時三十分

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一 号 宮城県警察本部庁舎三階三〇二会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに平成二十二年度における入札保証金の免除の特例に関する規則平成二十二年宮城県規則第十九号）第一条の規定による。

3 契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、最短契約期間五年間の経費総額とすること。また、落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度に渡る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となつた時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Item/Service Required : Service of Miyagi Prefectural Police WAN data line ④ - 1 set

2 Duration of Contract : Long term continuous contract from March 1, 2014, (shortest contract duration is 5 years)

3 Location : Information Management Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi, and other 17 places.

4 Bid Deadline : 5 : 00 pm, October 19th, 2010

5 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters. 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan TEL.: 022-221-7171 EXT. 2232

### 選挙管理委員会

○宮選管告示第百十一号

平成二十二年九月二日現在における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十二年九月十日

#### 宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数

三八、二二一

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

三八五、〇九一

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青葉選挙区	七五、六六五	岩沼選挙区	一一、八〇二
宮城野選挙区	四九、九一九	登米選挙区	一一三、七八七
若林選挙区	三五、一九六	栗原選挙区	一一一、六九八
太白選挙区	五九、一六二	東松島選挙区	一一、六一七
泉選挙区	五六、六九八	大崎選挙区	三七、〇六一
石巻・牡鹿選挙区	四七、八九八	柴田選挙区	一一三、〇八五
塩釜選挙区	一六、〇九七	亘理選挙区	一四、五〇八
気仙沼選挙区	二〇、七八二	宮城選挙区	一一三、二七〇
白石・刈田選挙区	一四、七〇八	黒川選挙区	一一一、五四七
名取選挙区	一九、一八一	加美選挙区	九、三八五
角田・伊具選挙区	一三、三八一	遠田選挙区	一一一、一六七
多賀城・七ヶ浜選挙区	一一三、三四九	本吉選挙区	四、八九一

○宮選管告示第百十一号

平成二十二年九月二日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成二十二年九月十日

#### 宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

三八五、〇九一

### 監査委員

○宮城県監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した公営企業会計の定期監査の結果は次のとおりです。

平成22年9月10日

宮城県監査委員	内 海	大
宮城県監査委員	佐々木	克
宮城県監査委員	遊 佐	勲左衛門
宮城県監査委員	工 藤	鏡 子

記

1 監査実施機関及び監査実施年月日並びに事業概要等

別紙のとおり

2 監査結果

平成21年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。

その結果、公表すべき指摘事項は次のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。

(1) 企業局公営事業課（水道経営管理室）

イ 受託工事収益及び雑収益において、不適切な事務処理が認められたので、改善されたい。

（内容）

イ 仙南・仙塩広域水道事業において、古内跨道橋耐震補強受託工事に係る受託工事収益を二重計上したものを。



<p>(ロ) 仙南・仙塩広域水道事業の消費税の精算処理において、雑収益の計上誤りが認められたもの。</p> <p>□ 営業未収金の残高に誤りが認められたので、改善するとともに、未収金の管理を適正に行い今後再発しないよう対策を講じられた。</p> <p>(内容)</p> <p>前回監査において、特定されない未収金が認められ、平成18年度分収益の計上漏れ(調定漏れ)が要因であることが確認できたものの、未収金残高が修正されず、改善が認められなかったもの。</p> <p>ハ 送水管路用地の取得事務において、買収地の未登記により、権利関係に問題が生じたものが認められたので、改善されたい。</p> <p>(内容)</p> <p>大崎広域水道事務所において、昭和54年に買収した送水管路用地が未登記であったため、第三者に売却してしまったもの。</p> <p>大崎広域水道事務所</p> <p>(2) 大崎広域水道事務所 送水管路用地の取得事務において、買収地の未登記により、権利関係に問題が生じたものが認められたので、改善されたい。</p> <p>(内容)</p> <p>昭和54年に買収した送水管路用地が未登記であったため、第三者に売却してしまったもの。</p> <p>(3) 病院局県立病院課 各病院の入院収益等において、未収金縮減努力は認められるものの、なお過年度未収金が認められたので、引き続き収納促進及び未収金の発生防止対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>平成21年度末過年度未収金 88,986,872円(こども病院を含む病院計)</p> <p>参考：前年度末過年度未収金 91,696,524円(こども病院を含む病院計)</p> <p>(4) 循環器・呼吸器病センター 入院収益等において、未収金の縮減について努力が認められるものの、なお過年度の未収金が認められたので、未収金の縮減に当たっては、医事部門のみならず、院内職員が互いに連携し、組織として収納促進と未収金の発生防止対策に取り組まれたい。</p> <p>(内容)</p> <p>平成21年度末過年度未収金 10,104,646円</p> <p>参考：前年度末過年度未収金 10,853,461円</p>	<p>(5) 精神医療センター</p> <p>イ 入院収益等において、過年度の未収金が認められたので、引き続き収納促進と未収金の発生防止対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>平成21年度末過年度未収金 54,169,181円</p> <p>参考：前年度末過年度未収金 53,121,110円</p> <p>ロ 医業外収益の計上等において、不適切な事務処理が認められたので、改善されたい。</p> <p>(内容)</p> <p>(イ) 行政財産の目的外使用許可使用料等において、算定漏れ等が認められたもの。</p> <p>(ロ) 精神保健福祉相談等の受託収入において、計上漏れ等が認められたもの。</p> <p>ハ 資金前渡金の精算及び返納手続きが遅延しているものが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>食糧費、自賠責保険料及び車検手数料の資金前渡金の精算及び返納手続きが遅延していたもの。</p> <p>ニ 消耗品等の購入において、不適切な事務処理が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>消耗品(1件5万円未満)の全ての購入契約において、購入同に決裁を受けずに発注していたもの。また、事務用消耗品(1件5万円以上10万円未満)の購入契約において、購入荷が作成されていなかったもの。</p> <p>(6) がんセンター 入院収益等において、未収金の縮減について努力が認められるものの、なお過年度の未収金が認められたので、引き続き収納促進と未収金の発生防止対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>平成21年度末過年度未収金 20,258,278円</p> <p>参考：前年度末過年度未収金 23,067,656円</p> <p>別紙</p> <p>○宮城県水道用水供給事業会計</p> <p>1 実施した監査箇所及び監査年月日</p>
---	--

企業局公営事業課（水道経営管理室を含む） 平成22年7月16日  
 大崎広域水道事務所 平成22年6月11日  
 仙南・仙塩広域水道事務所 平成22年6月9日

2 事業概要

本事業は、市町村の水道事業に対し水道用水を供給するもので、その概要は次のとおりである。

事業名	水源	計画給水量	給水能力	供給対象市町村	事業（給水）開始年度
大崎広域水道事業	漆沢ダム 南川ダム	1日最大 12万m <sup>3</sup>	1日最大 10万 1,150m <sup>3</sup>	大崎市、栗原市、加美町、涌谷町、美里町、大和町、大郷町、富谷町、松島町、大衡村（10市町村）	昭和55年度
仙南・仙塩広域水道事業	七ヶ宿ダム	1日最大 55万 3,300m <sup>3</sup>	1日最大 27万 9,000m <sup>3</sup>	仙台市、塩竈市、白石市、名取市、角田市、蔵王町、大川原町、村田町、柴田町、七ヶ浜町、山元町、松島町、七ヶ宿町、利府町、富谷町（17市町村）	平成2年度

3 事業実績

平成21年度における事業実績は、次のとおりである。

（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

事業名	給水量	決算額		経営状況	
		事業収益	事業費用	当年度純利益	当年度未処分利益剰余金
大崎広域事業	22,433 <sup>千m<sup>3</sup></sup>	3,519,142 <sup>千円</sup>	2,496,416 <sup>千円</sup>	1,004,584 <sup>千円</sup>	1,004,584 <sup>千円</sup>
仙南・仙塩広域水道事業	80,451	14,258,788	9,677,382	4,494,143	4,494,143
合計	102,884	17,777,930	12,173,798	5,498,727	5,498,727

(注)1 合計の金額は、千円未満を切り捨てている。

2 決算額の金額は消費税を含むが、経営状況の金額は消費税を除いた経理処理に基づく額である。

○宮城県工業用水道事業会計

- 実施した監査箇所及び監査年月日  
 企業局公営事業課（水道経営管理室を含む） 平成22年7月16日  
 大崎広域水道事務所 平成22年6月11日

仙南・仙塩広域水道事務所 平成22年6月9日

2 事業概要

本事業は、工場及び事業所に対し工業用水を供給するもので、その概要は次のとおりである。

事業名	水源	給水能力	給水区域	事業（給水）開始年度
仙塩工業用水	大倉ダム	1日最大 10万m <sup>3</sup>	仙台市、塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町、大和町、富谷町（7市町村）	昭和36年度
仙台圏工業用水	釜房ダム	1日最大 10万m <sup>3</sup>	仙台市、名取市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町（5市町村）	昭和51年度
仙台北部工業用水	漆沢ダム	1日最大 5万 8,500m <sup>3</sup>	大崎市、加美町、大和町、大衡村（4市町村）	昭和55年度

(注) 上記以外に、仙南地域における工業用水道の水源を確保するため「七ヶ宿ダム」(取水量1日最大5万5,900m<sup>3</sup>相当)の維持管理費を負担している。

3 事業実績

平成21年度における事業実績は、次のとおりである。

（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

事業名	給水量	決算額		経営状況	
		事業収益	事業費用	当年度純利益	当年度未処分利益剰余金(未処理欠損金)
仙塩工業用水	12,134 <sup>千m<sup>3</sup></sup>	721,238 <sup>千円</sup>	606,105 <sup>千円</sup>	112,073 <sup>千円</sup>	745,723 <sup>千円</sup>
仙台圏工業用水	14,370	364,810	335,406	27,039	750,422
仙台北部工業用水	7,339	498,444	404,228	82,472	1,189,843
合計	33,843	1,584,492	1,345,739	221,584	306,302

(注)1 合計の金額は、千円未満を切り捨てている。

2 決算額の金額は消費税を含むが、経営状況の金額は消費税を除いた経理処理に基づく額である。

○宮城県地域整備事業会計

- 実施した監査箇所及び監査年月日

企業局公営事業課 平成22年7月16日

2 事業概要

本事業は、仙台港国際ビジネスサポーターセンターの管理運営及び他会計に対する資金の貸付事業を行っている。

3 事業実績

平成21年度における事業実績は、次のとおりである。

(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

事業名	決算額		経営状況	
	事業収益	事業費用	当年度純利益(損失)	当年度未処分利益剰余金(未処理欠損金)
地域整備事業	448,586	258,841	188,497	564,776

(注)1 金額は、千円未満を切り捨てている。

2 決算額の金額は消費税を含むが、経営状況の金額は消費税を除いた経理処理に基づく額である。

○宮城県病院事業会計

1 実施した監査箇所及び監査年月日

- 病院局県立病院課 平成22年7月16日
- 循環器・呼吸器病センター 平成22年6月11日
- 精神医療センター 平成22年6月10日
- がんセンター 平成22年6月10日

2 事業概要

本事業において経営する病院は、次のとおりである。

病院名	病床数	診療科目	開始年月日
循環器・呼吸器病センター	200床 (一般病床150床) (結核病床50床) うち感染症制御病床8床)	呼吸器科, 消化器科, 循環器科, 呼吸器外科, 心臓血管外科, 放射線科, 麻酔科 (7科)	昭和27年12月15日 (平成15年4月1日 瀧峰病院から改称)
精神医療センター	345床 (精神病床。うち精神科救急病床8床)	精神科, 神経科, 歯科 (3科)	昭和32年4月12日 (平成15年4月1日 名取病院から改称)
がんセンター	383床 (一般病床。うち緩和)	内科, 呼吸器科, 消化器科, 外科, 整形外科, 形成外科, 脳神経外科, 泌尿器科, 婦人科	平成5年4月1日 (昭和42年4月1日 ~平成5年3月31日)

ケア病床25床)

科 眼科, 耳鼻いんこう科, 放射線科, 麻酔科 (13科)

成人病センター)

3 事業実績

平成21年度における事業実績は、次のとおりである。

(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

病院名	入院患者数(延)	外来患者数(延)	決算額		経営状況	
			事業収益	事業費用	当年度純利益(損失)	当年度未処分利益剰余金(未処理欠損金)
循環器・呼吸器病センター	32,711	34,480	3,117,028	3,179,334	106,656	2,907,322
精神医療センター	87,132	41,601	2,836,618	2,543,200	281,885	2,289,153
がんセンター	108,188	72,188	8,037,744	7,867,229	71,740	761,262
県立病院課	-	-	40,499	194,889	154,428	1,679,333
合計	228,031	148,269	14,031,889	13,784,652	92,541	3,058,764

(注)1 合計の金額は、千円未満を切り捨てている。

2 決算額の金額は消費税を含むが、経営状況の金額は消費税を除いた経理処理に基づく額である。

3 県立病院課における費用については、各センターへの配分は行っていない。